

(府労組連)

回 答

令和 7 年 6 月 2 0 日
総 務 部 職 員 長

（府労組連）

去る令和 7 年 5 月 26 日に、府労組連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってきたところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会経済情勢が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に大変苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交涉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第 1 のご要求について、皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築いてまいりたいと存じます。

職員の給与、勤務条件に関わる諸問題については、所要の協議を行ってまいりたいと存じます。

第 2 のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第6のご要求について、非常勤職員に対する病気休暇の有給化については、鋭意検討しているところですが、現在その対応について大変苦慮しているところでございます。

第7のご要求について、地方職員共済組合における人間ドック及び予防接種の助成拡充については、鋭意検討しているところですが、現在その対応に大変苦慮しているところでございます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。